



公益社団法人

日本認知症グループホーム協会

認知症グループホームの概況

令和7年10月31日

公益社団法人日本認知症グループホーム協会

認知症対応型共同生活介護の概要

認知症(急性を除く)の高齢者等に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。



○住宅地等に立地

○利用者一人一人の人格を尊重し、家庭的な環境の下で日常生活ができるよう、以下の職員を配置してサービスを提供

・介護従業者

日中:利用者3人に1人(常勤換算)

夜間:ユニットごとに1人

・計画作成担当者

ユニットごとに1人(最低1人は介護支援専門員)

・管理者

3年以上認知症の介護従事経験のある者が常勤専従



共同生活住居(ユニット)のイメージ



○1事業所あたり、原則として1又は2の共同生活住居(ユニット)を運営

○1ユニットの定員は、5人以上9人以下

○居室は、7.43㎡(和室4.5畳)以上で原則個室

○居間・食堂・台所・浴室等日常生活に必要な設備

<地域との関わり>

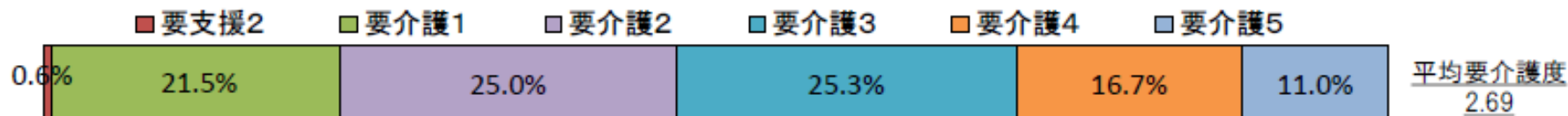
○利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成される運営推進会議を設置するとともに、外部の視点からも運営を評価する仕組みとなっている。

認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)について

【根拠法令:介護保険法第8条第20項及び第8条の2第15項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第89条等】

- 認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするもの。

＜事業所数: 14,079事業所 サービス受給者数:21.4万人＞



出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計」 令和4年4月審査分(事業所数は介護予防を含まない)

【利用者】

- 1事業所あたり原則3の共同生活住居(ユニット)を運営(※)
- 1ユニットの定員は、5人以上9人以下
- (※)代表者や管理者を兼務等により配置しないこと等ができるサテライト事業所を、ユニット数に応じた規模で設置可能

【設備】

- 住宅地等に立地
- 居室は、7.43㎡（和室4.5畳）以上で原則個室
- その他
居間・食堂・台所・浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備

【人員配置】

- 介護従業者
日中:利用者3人に1人(常勤換算)
夜間:ユニットごとに1人(※)
- 計画作成担当者
事業所ごとに1人以上(最低1人は介護支援専門員)
- 管理者
3年以上認知症の介護従事経験があり、厚生労働大臣が定める研修を修了した者が常勤専従

(※) 3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。

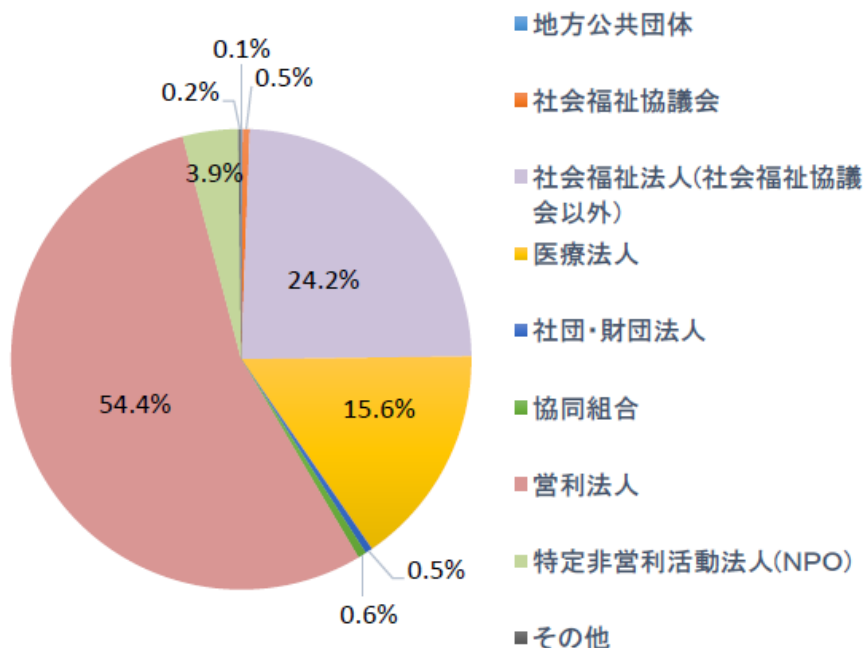
【運営】

- 運営推進会議の設置
・利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成
・外部の視点で運営を評価
- 外部評価の実施
・外部評価機関 又は 運営推進会議にて実施
- 定期的に避難、救出訓練を実施し、これに当たっては地域住民の参加が得られるよう努めること

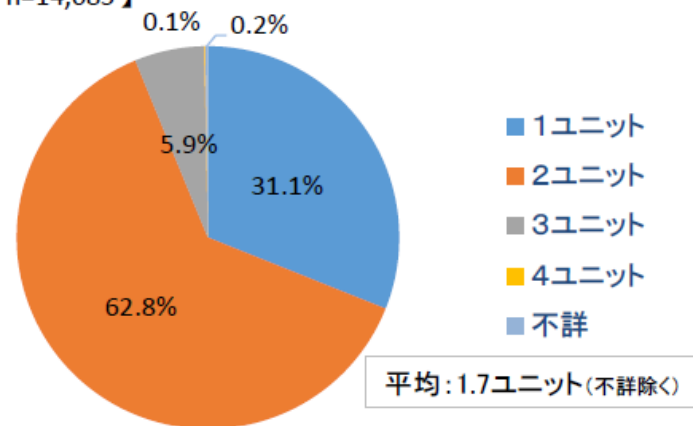
認知症対応型共同生活介護の事業所概況

- 事業所の設置主体は「営利法人」が54.4%で最も多く、次いで「社会福祉法人（社協以外）」24.2%、「医療法人」15.6%となっていた。
- 事業所のユニット数は「2ユニット」が62.8%で最も多く、次いで「1ユニット」31.1%となっていた。「3ユニット」の事業所は5.9%であった。
- 事業所の定員数は「15人～19人」が62.4%で最も多く、次いで「5～9人」31.1%となっていた。

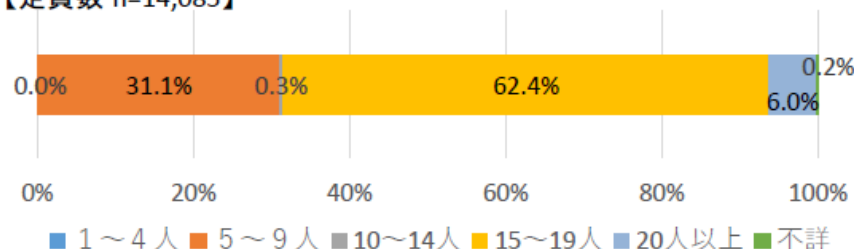
【経営主体 n=14,085】



【ユニット数 n=14,085】



【定員数 n=14,085】



【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(令和3年10月1日時点)

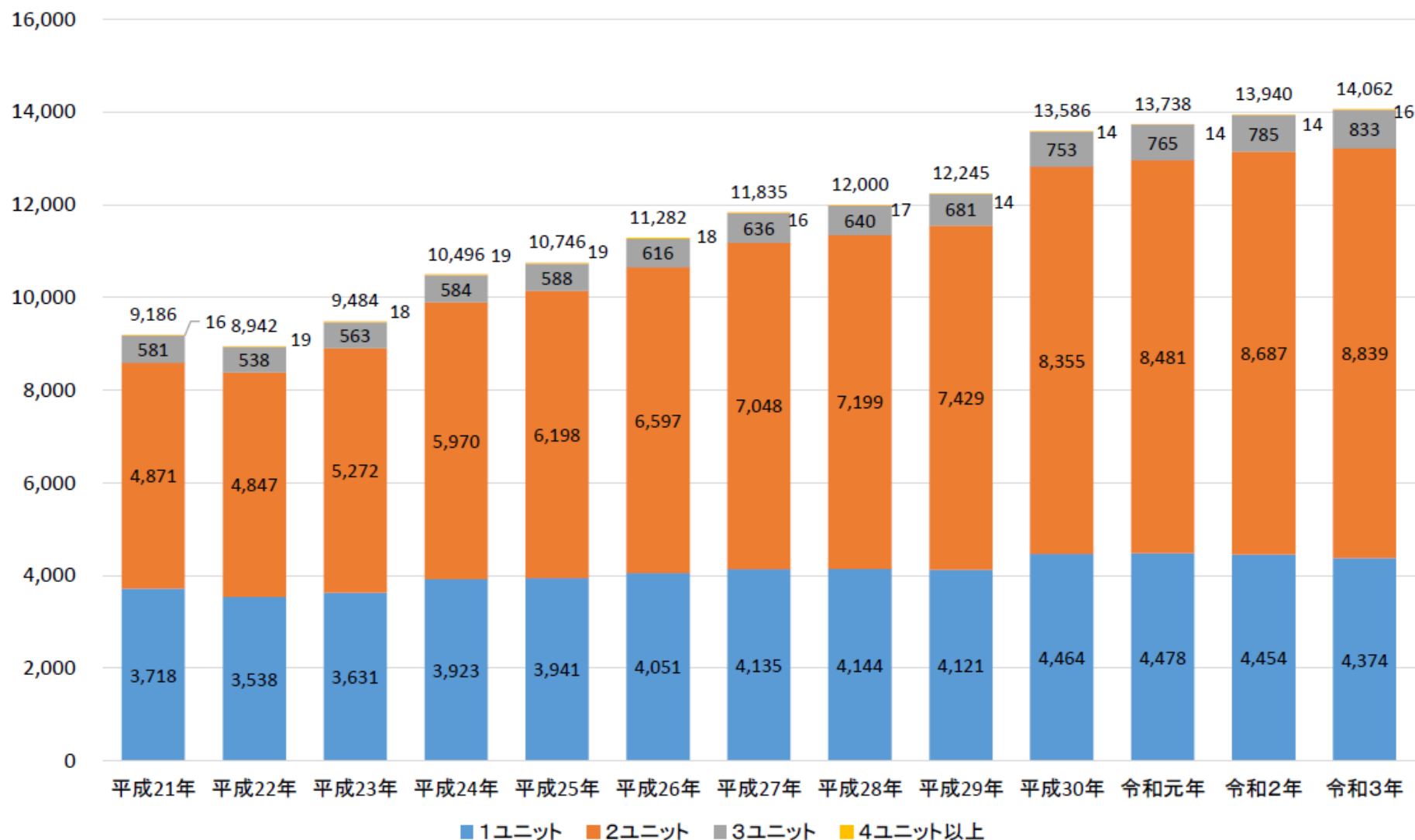
【参考】指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)

第93条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所にあては、1又は2)とする。

※ 当該規定は、「標準基準」(通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの)である。

【出典】第218回社会保障審議会介護給付費分科会(令和5年6月28日)

認知症対応型共同生活介護のユニット数別事業所数



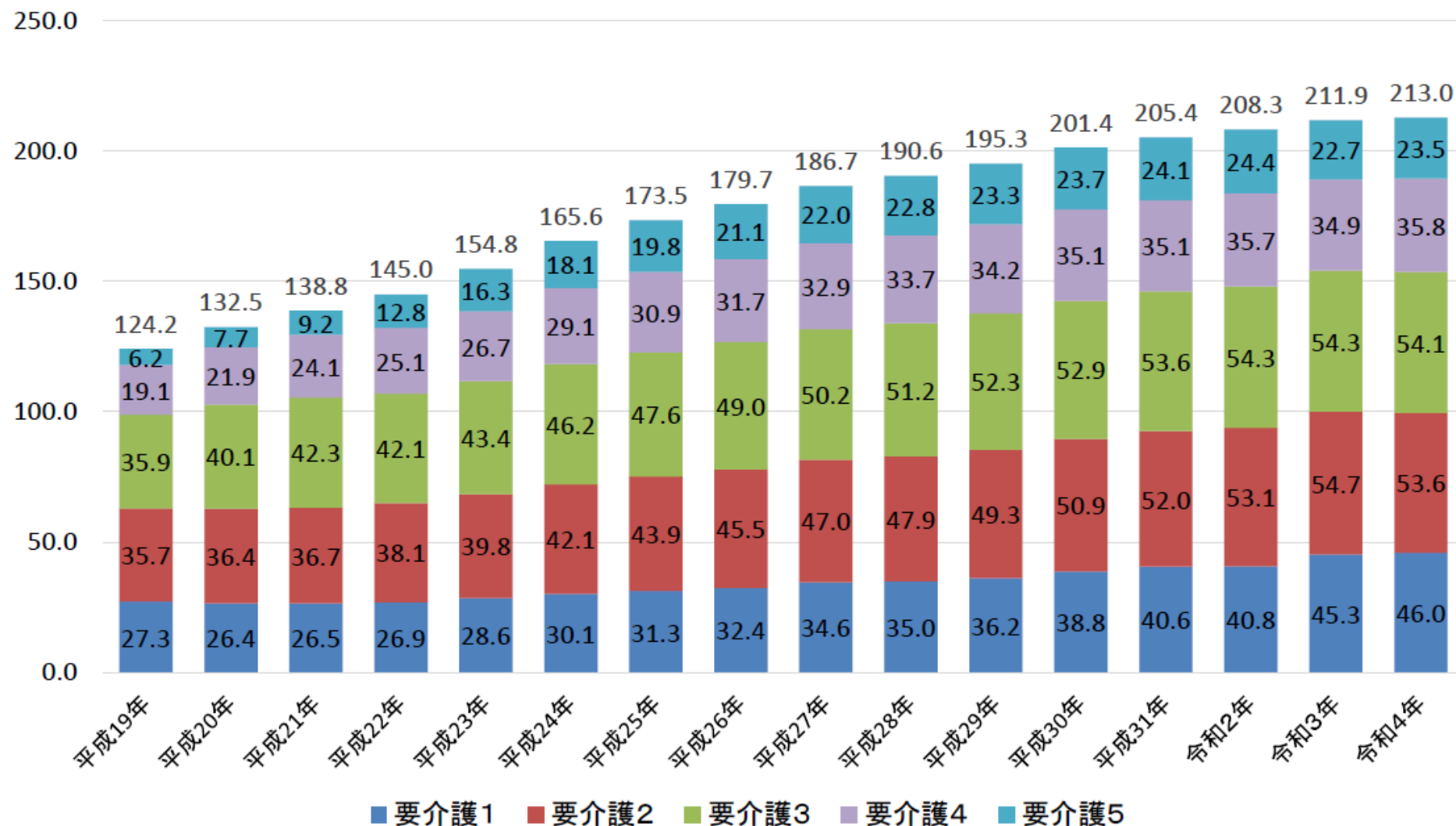
注：調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、数量を示す事業所数の実数は前年以前と単純に年次比較できない。

出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（各年10月審査分）

【出典】第218回社会保障審議会介護給付費分科会（令和5年6月28日）

認知症対応型共同生活介護の要介護度別受給者数

(千人)



※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含み、短期利用は除く。

※経過的要介護は含まない。

※四捨五入等のため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧:調査)」(各年4月審査分)

【出典】第218回社会保障審議会介護給付費分科会(令和5年6月28日)